

令和4年5月10日

令和4年第2回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和4年第2回（5月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和4年5月10日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり9名であります。

1番 谷地泰平	2番 欠 員	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 欠 員	9番 竹原伸晃
10番 欠 席	11番 出口実	12番 道工晴久

欠席議員 1名、欠 員 2名、傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代堯	まちづくり戦略室 危機管理監	寺田晃久
副 町 長 中口守可	兼危機管理担当課長 総務部理事	栞山信幸
副 町 長 松岡裕二	兼財政改革部理事 総 務 部	寺田武司
教 育 長 古橋重和	企画地方創生監 しあわせ創造部総括理事	今坂嘉文
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	兼住民課長 しあわせ創造部理事	辻里光則
川端慎也	兼生活環境課長 しあわせ創造部理事	松本啓子
総務部長 会計管理者	西 啓介	松下 亨
財政改革部長	相馬進祐	しあわせ創造部理事
しあわせ創造部長	松井清幸	都市整備部理事
都市整備部長	奥 和平	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長
教育次長兼指導課長	澤 憲一	兼青少年センター所長 財政改革部税務課長
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司	種畑深紅

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明                      議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会期

令和4年5月10日（1日）

○会議録署名議員

6番 反 保 多喜男                      7番 辻 下 正 純

---

#### 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 議案第28号	専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）
日程第 4 報告第 2号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
追加日程第1	議長の辞職について
追加日程第2 選挙第 1号	議長の選挙について
日程第 5 選任第 1号	常任委員会委員の選任について
日程第 6 選任第 2号	議会運営委員会委員の選任について
日程第 7 選任第 3号	特別委員会委員の選任について
日程第 8 選挙第 2号	泉州南消防組合議会議員の選挙について
日程第 9 議案第29号	監査委員の選任について
日程第10	総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第11	厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第12	事業委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第13	議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第14	特別委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第2回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は9名です。和田議員より欠席届が提出されております。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

本会議に先立ちまして、去る4月29日にご逝去されました故小川日出夫議員のご冥福をお祈りして、黙祷を捧げたいと思います。皆さん、ご起立をお願いいたします。

(起立全員)

○道工晴久議長 黙祷。

ありがとうございました。ご着席ください。

---

○道工晴久議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

6番、反保多喜男君、7番、辻下正純君。以上、2名の方をお願いいたします。

---

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日5月10日、11日の2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月10日、11日の2日間に決定いたしました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和4年第2回岬町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かと御多忙中にも関わりませず、ご出席を賜り心から御礼を申し上げます。

はじめに、令和4年4月29日に小川日出夫議員が67歳の生涯を閉じられました。故人のご冥福を心よりお祈りいたします。

小川議員は、岬町議会議員として約15年の長きにわたりご活躍されました。町議会においては、常に高邁な政治信念をもって、議会議員として優れた見識を遺憾なく発揮され、地方自治に大きく寄与されました。

私どもとしましても、小川議員の志を胸にきざみ、岬町の発展のため、邁進してまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響が続く中において、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、原油をはじめとする物価の高騰や原材料等の安定供給の滞りなど、私たち国民の日常生活に大きな不安が生じております。

このような中、国は4月26日に総合緊急対策を決定するとともに、新型コロナウイルス感染症の再拡大に対して最大限の警戒感を維持しながら、徐々に社会経済を回復していく方針が示されたところであります。

本町としましても、こうした国の動きに対応し、さまざまな困難に直面している町民の皆さまへ速やかに生活・暮らしの支援ができるよう円滑な事務に努めてまいります。

皆様におかれましても、引き続きご協力を賜りますよう、改めてよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申しあげております付議事件でございますが、岬町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認についてが1件、監査委員の選任についてが1件、損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてが1件、以上、議案2件、報告1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお祈りいたします。

○道工晴久議長 町長の挨拶が終わりました。

---

○道工晴久議長 日程第3、議案第28号、専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第3、議案第28号、「専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案書の裏面をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が令和4年3月31日に公布され、いずれも原則として4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例等の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

なお、条例の内容につきましては、議案書、新旧対照表と併せて送付いたしております「岬町税条例等の一部を改正する条例の概要」を用いまして説明させていただきます。また、説明に当たりましては、主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、根拠法令の改正等に伴う語句の変更や条ずれなどに伴う所要の改正、施行期日及び改正条項の読み上げなどは省略させていただきます。

それでは、1ページの岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）の一部改正の主な改正内容をご覧ください。

改正条例につきましては、第1条及び第2条の構成となっております。

1、改正条例、第1条本則に係る改正でございます。

まず、第18条の4の納税証明書の交付手数料の改正につきましては、不動産登記法の改正により規定の整備をするものでございます。

所有権移転等の不動産登記が行われた場合、登記所から市町村に対して登記情報が通知されますが、法改正により登記に記録されている者が、住所が明らかにされることにより人の生命や身体に危害を及ぼす恐れがある、いわゆるDV被害者等である場合、地方税法第382条の4の規定により、証明書に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載しなければならないこととする規定の整備でございます。

次に、第33条第4項及び第6項の所得割の課税標準の改正につきましては、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、確定申告書の記載によって総合課税又は分離課税の適用を行うこととする規定の整備でございます。

次に、第34条の7第1項第5号の寄附金税額控除の改正につきましては、所得税法施行令第217条第3項に規定する公益社団法人及び公益財団法人のうち、旧民法第34条により設立さ

れた法人で、科学技術の研究などを行う特定の法人等は平成25年11月までの経過措置がありましたが、課税に反映される平成26年度から7年が経過し、経過措置が終了したことに伴う改正でございます。

2ページをご覧ください。

第34条の9第1項及び第2項の配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の改正につきましては、先ほど第33条第4項及び第6項の所得割の課税標準の改正のところでご説明させていただきましたように、確定申告書と個人住民税の課税適用の統一化について、総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うこととする規定の整備でございます。

次に、第36条の2第1項の町民税の申告の改正につきましては、公的年金受給者の公的年金等控除の算定において、所得税法上の定義によるとされていたものを地方税法上の定義へ置き直すために必要な規定の整備でございます。

次に、第36条の2第2項の改正につきましては、省令改正による施行規則の項ずれの反映に伴う規定の整備でございます。

次に、第36条の3第2項及び第3項の改正につきましては、法改正に伴う字句の修正に係る規定の整備でございます。

次に、第36条の3の2第1項の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の改正につきましては、給与所得者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合、給与所得者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載するなどの措置を講じるための規定の整備でございます。これにより、市町村が給与支払い報告書などを通じて賦課課税に必要な情報を把握するために行うものでございます。

次に、第36条の3の3第1項の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正につきましては、公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する場合、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載するなどの措置を講じるための規定の整備でございます。これにより、市町村が公的年金等支払い報告書などを通じて賦課課税に必要な情報を把握するために行うものでございます。

次に、第48条第9項及び第15項の法人の町民税の申告納付の改正につきましては、いずれも法改正による項ずれの反映に伴う規定の整備でございます。

3ページをご覧ください。

第53条の7の特別徴収税額の納入義務等の改正につきましては、省令改正による施行規則の

項ずれの反映に伴う規定の整備でございます。

次に、第73条の2の固定資産課税台帳の閲覧の手数料の改正につきましては、先ほど第18条の4の納税証明書の交付手数料の改正のところでご説明させていただいたように、固定資産課税台帳に記載されている者がいわゆるDV被害者等である場合は、法第382条の4の規定により台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供することができるとする規定の整備でございます。

次に、第73条の3の固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の改正につきましては、同様に法第382条の4の規定により台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載した証明書を交付することができるとする規定の整備でございます。

続いて、附則の改正でございます。

まず、附則第7条の3の2第1項は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正でございます。現下の新型コロナウイルス感染症の影響による今後の経済情勢や2050年カーボンニュートラルの実現等を図る観点から制度の見直しが行われたものでございます。これにより、税額控除の適用期限を4年延長し、令和7年12月31日までに入居した者を対象とするための規定の整備でございます。

次に、附則第10条の2の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正でございます。

平成24年税制改正により地方税の特例措置として、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し条例で決定する仕組みである、いわゆるわがまち特例に係る改正でございます。特例項目のずれの反映に伴う規定の整備に加え、第25項では、近年、各地で豪雨による水害が発生している中、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として、都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めた規定を新たに設けたものでございます。

4ページをご覧ください。

附則第10条の3の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に係る規定の整備でございます。対象住宅を平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡充し、工事費等については、一定の要件の下、新たに太陽光発電装置や高効率空調機・給湯器などの設備も対象とした上で、適用期限を2年延長するものでございます。

次に、附則第12条の宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定



資産税の特例の改正でございます。

令和3年度は、3年に一度の評価替えの年であったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年度に限り税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置が講じられてきましたが、令和4年度については、当該年度限りの措置として、地価上昇により商業地等に係る税額が増加する場合は、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とするものでございます。

次に、附則第16条の3第2項の上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の改正につきましては、先ほど第33条第4項及び第6項の所得割の課税標準の改正などをご説明させていただいたように、確定申告書と個人住民税との課税適用の統一化を図るもので、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り、住民税にも適用を行う規定の整備でございます。

次に、附則第17条の2第3項の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正でございます。

公的機関等への土地の譲渡を容易にするために、優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について課税の特例措置が適用されるものでありますが、租税特別措置法の引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第20条の2第4項の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正でございます。

我が国と台湾は正式な外交関係がなく、租税条約を締結することができないことから、租税に関する二重課税の回避や脱税防止については別途租税条約に相当する枠組みが構築されております。我が国の法人からの支払いを受ける利子や配当に関して、確定申告書と個人住民税との課税適用の統一化に伴い、申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

次に、附則第20条の3第4項及び第6項の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正につきましては、我が国と租税条約を締結している国の居住者が我が国の法人から支払いを受ける利子や配当に関して、確定申告書と個人住民税との課税適用の統一化に伴い、申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

次に、附則第26条第1項及び第2項の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、令和3年度税制改正において、対象控除期間10年から13年間の現行制度の適用期間を令和4年12月31日まで2年間の延長を行ったところですが、同日をもって適用期間が終了したことに伴う規定の削除でございます。

5ページをご覧ください。

続きまして、2、改正条例第2条についてご説明いたします。

令和3年岬町税条例等の一部を改正する条例（岬町税条例第9号）の施行期日前の条項についての改正でございます。

当該税条例等の一部を改正する条例第1条のうち、第36条の3の3及び附則第2条について、法改正による規定の整備を行うものでございます。

以上が岬町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご説明いただいた中で、いくつか質問をさせていただきます。

一つは、確定申告の際に記載の様式が変わるといいますか、そういったことが実際問題としては出てくるということになる項目がいくつかご説明いただいたところであります。実際の確定申告で、どういった点が変わるのか、申告する側にとって、具体的にどういった点で、追加されることがあるようではけれども、その内容についてお聞きしたいと思います。

それから、もう一つですけれども、固定資産税に関わってお聞きしたいと思います。

概要資料の4ページの上から二つ目の附則第12条に関わる説明を頂いたところでありますが、この説明の中で「商業地等」というように記載されておまして、「等」ということは商業地のみに限らないということかと思うのですが、この「等」の中に含まれるものは何なのかということをお聞きしたいということで1点であります。

それから、説明にあったとおり、昨年度においては、土地の固定資産税については、前年の金額を引き継ぐと。平たく言うと、据え置くと、コロナの影響も考慮してというような対応があったと。今年度についてはそれがなくなると理解していいのか、改めて確認をするものでございます。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今回、大きな柱といたしまして、先ほどご説明させていただきましたとおり、課税の統一化が図られるということとなっております。これについては、例えばこれまで特定配当等について、所得税の確定申告で総合課税を申告し、個人住民税では申告不要制度を選択するという方法がございました。特定配当等が国民健康保険料の算定基礎となる合計所得金額や総所得金額に含めな

いため、保険料への増額を抑制することができたという仕組みがございました。今回からはそうすることができなくなり、あくまで国税と地方税の課税の統一化が図られるということが大きな柱となっております。

そして、あと「商業地等」というご質問でございます。

岬町については、地価が若干下落傾向でございますので、そのような影響はございません。令和3年度におきましては、3年に一度の評価替えの年でございますので、全ての地目について地価が上がる場合についても評価基準を引き続き据え置くという措置がとられました。令和4年度に限っては、商業地については、上昇した場合についても、全体としては5%の加算というのが上限にあるわけなんですけれども、その半分の2.5%の加算に抑えられるもので、そのほかの地目については、その適用がなされないといった改正がなされたところでございます。

そして、コロナのご質問があったかと思えます。令和2年の年明けにコロナ感染者が大きく発生したものですから、その年の税制改正には見込まれておりませんでした。ただ、その後、令和2年の6月定例会において、承認を頂いたところですが、コロナの影響によって、新築、建売、中古住宅等の改修を行った住宅への入居が遅れた方について、入居期間を1年間延長するといった……。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 それは聞いていないから大丈夫です。

ご丁寧にありがとうございます。

聞き漏らしたのかもしれませんが、二つ目の「商業地等」の「等」の中に何が含まれるのかについては言及がなかったかと思っているのですが、要するに、私が気になっているのは、固定資産税が昨年度については据え置きにされていたと。それがなくなるということは、これは住民にとっては実質上の増税になるのと違うのかと、その点が気になったということで、対象が商業地のみにかかわらず、これ、「住宅等に対して」と書かれていますので、一般の、私が住んでいる土地についても対象になるのかなど。そのあたりについて確認をさせていただきたくったということなのです。もう一度、対象について、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

それから、1点目にお尋ねした確定申告の記載の方法のことで、説明を頂いたのは、要するに課税漏れがないようにということのご説明かというようにお聞きしました。それ以外にも、これまで書く必要のなかった配偶者の氏名を追加して記載しないとイケないとか、そういったことも追加されているようにお見受けするのですが、それも課税漏れとかの関係ということになるのでしょうか。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず一つは、土地に対する上昇幅のご質問だったかと思います。

お答えさせていただきましたとおり、令和4年度に限りましては、令和3年度の課税標準額に、商業地については2.5%を加算した額となっておりまして、そのほかの地目、住宅地や農地等については、現行、最大が5%の加算になっております。ただ、これについては、あくまで土地の評価が上昇した場合についての最大幅ということでご理解いただきたいと思います。

岬町については、冒頭に申し上げましたとおり、土地の評価については下落傾向にございますので、実質的には影響はないかと考えてございます。

それと、もう1点が、申告の様式についてのご質問だったかと思います。これについては、先ほど、課税の統一化や合計所得金額の状況による保険料への跳ね返りについてご説明させていただいたところでございます。平成30年度の税制改正において、公的年金等控除を合計所得金額に応じて判定する仕組みが創設されたところでございます。これと併せまして、公的年金等の収入が一定額を超える場合の控除額に上限を設定し、年金以外に高額な副収入のある年金受給者の控除額が引き下げられたところでございます。個人住民税におきましても、令和3年度の課税以降、公的年金等控除額の算出のために退職所得を含めた合計所得金額を把握する必要が生じたということで、所要の改正を行ったということでご理解賜りたいと思います。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これにより本件に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 少し不安があるので、反対にします。

○道工晴久議長 それでは、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第28号、専決処分の承認について(岬町税条例等の一部改正)について、一抹の不安がありますので、賛成するのは控えようと考えます。

説明にあったとおり、DV被害者への対応や住宅ローン控除の延長、また省エネ改修住宅の固定資産税の減額等、適切だと思われるご提案はあるのですが、先ほど質問させていただいた確定申告時の記載方法の変更について言いますと、平たく言うと、しっかり儲けている人にはしっか

り税金を納めてもらいましょうと、保険料も納めてもらいましょうと、それは当然のことなのです。ですが、お見受けして、これは印象といった部分も含みますけれども、個人情報、収入に関わって、必要範囲以上にもかなり情報の管理の拡大がなされていく傾向が強化されていっているという印象がありまして、その点に不安を感じますので、慎重になるべきだというふうに考えるところであります。

それから、もう1点ですが、固定資産税の課税標準額の改定について、先ほどもお聞きしましたが、実際は、岬町においては地価が下落傾向にあるということで、いわゆる増税ということにはならない可能性が高いという説明でありましたので、そういうことであればという思いもあるのですけれど、ただ、これは昨年度において据え置きされていたものがなくなると。本来は5%の上昇幅が2.5%とましなのだということでもありますが、ただ、可能性としては、住民負担につながる可能性が全くないというものではありませんので、コロナの状況も引き続いていることもありますから、賛成は控えようと思います。

○道工晴久議長 他に賛成の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第28号、専決処分の承認について(岬町税条例等の一部改正)を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 賛成多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第4、報告第2号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)の報告を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第4、報告第2号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)をご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。公用車における物損事故に係る案件でございます。

事故発生日時は、令和4年3月15日、午前9時15分頃で、事故発生場所は岬町淡輪1167番地の2付近におきまして、本町の会計年度任用職員が公用車のサイドブレーキを引き忘れたことにより車が後退し、相手方車両と接触し、相手方車両に損害が生じたものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償として29万7,000円でございます。

損害賠償の内容につきましては、損傷した車両の修理代でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般社団法人全国自治協会の自動車損害共済事業から相手方に全額補償されることとなっております。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、令和4年4月26日に専決処分を行ったものでございます。

公用車の交通事故の再発防止につきましては、今後一層の注意喚起と指導を重ねてまいり所存でございます。

以上が専決処分の内容でございます。

○道工晴久議長 これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、日程第4、報告第2号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）の件を終わります。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時39分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○竹原伸晃副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま議長の道工晴久君から議長の辞職願が提出されましたので、議長が決定するまでの間、議長の職務を私が行います。

お諮りします。議長辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議長辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、道工晴久君が除斥されております。事務局に辞職願を朗読させます。

増田議会事務局長、お願いします。

○増田議会事務局長

それでは、命によりまして辞職願を朗読させていただきます。

辞職願 道工晴久

私儀、今般、岬町議長の職を辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。

辞職理由 一身上の都合による。

令和4年5月10日

岬町議会副議長殿

以上でございます。

○竹原伸晃副議長 お諮りします。道工晴久君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 異議なしと認めます。

よって、道工晴久君の議長の辞職を許可することに決定しました。

それでは、道工晴久君の入場を求めます。

(道工晴久議員 入場)

○竹原伸晃副議長 ただいま、道工晴久君の議長の辞職が許可されましたので報告します。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○竹原伸晃副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。この際、議事日程を追加したいと思います。

議事日程の追加については、配付しております追加議事日程表のとおりであります。

追加議事日程のとおり、追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

---

○竹原伸晃副議長 ただいまの出席議員は9名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の第2項の規定により、立会人に、12番、道工晴久君、1番、谷地泰平君、3番、奥野 学君を指名します。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条の規定により当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 配付漏れがないものと認めます。

投票箱を点検します。

(「異常なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 異常なしと認めます。

それでは、これより投票を行いますので、各自ご記入いただき、議席番号順に投票をお願いします。

(投票)

○竹原伸晃副議長 投票漏れはありませんか。



(「なし」の声あり)

○竹原伸晃副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

道工晴久君、谷地泰平君、奥野 学君、立会いをお願いします。

それでは、開票作業をお願いします。

(開 票)

○竹原伸晃副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数9票、うち有効投票7票、無効投票2票。

有効投票のうち、出口 実さん、5票。中原 晶君、2票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票でございます。

したがって、出口 実君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(開 場)

○竹原伸晃副議長 ただいま議長に当選されました出口 実君が議場におられますので、本席から  
会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来は、議長に当選されました出口 実君のご承諾があったものとして挨拶をお受けするところ  
ではありますが、申合せにより議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

新議長が決まりましたので、私の役目を終わります。

出口議長、議長席にお付き願います。

---

○出口 実議長 それでは、挨拶は後ほどということになっておりますので、議事を進めさせてい  
ただきます。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午後 1時40分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、選任第1号、常任委員会委員の選任についてから日程第6、選任第2号、議会運営委員会委員の選任について、日程第7、選任第3号、特別委員会委員の選任についてまでの3件を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、日程第5、日程第6及び日程第7の3件を一括議題といたします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付いたしております名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定いたしました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されるので、ただいまより暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

(午後 1時41分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

---

○出口 実議長 日程第8、選挙第2号、泉州南消防組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推薦とすることに決定いたしました。

指名については、私から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、総務文教委員会委員の坂原正勝君、議長の私、出口 実を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました坂原正勝君と出口 実を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました坂原正勝君と出口 実が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

私のほか、坂原正勝君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

---

○出口 実議長 日程第9、議案第29号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、道工晴久君の退場を求めます。

(道工晴久議員 退場)

○出口 実議長 本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第9、議案第29号、監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員から選任する監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

監査委員として、議会議員道工晴久氏の選任について同意を求めるものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより議案第29号、監査委員の選任についてを起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第29号はこれに同意することに決定いたしました。

道工晴久君の入場を求めます。

(道工晴久議員 入場)

○出口 実議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので報告いたします。

---

○出口 実議長 お諮りします。

日程第10、総務文教委員会の閉会中の所管事務調査についてから日程第14、特別委員会の閉会中の所管事務調査についてまでの5件について一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、日程第10から日程第14までの5件は一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに特別委員会委員長から会議則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について閉会中の継続審査をしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。3常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに特別委員会委員長からの申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、僭越ではございますが、新役員を代表して、私のほうからご挨拶申し上げたいと思いますので降壇をお許し願います。

副議長、監査委員、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長は演壇の前のほうまでお願いいたします。

(新役員演壇前に整列)

○出口 実議長 議員の皆さん、行政職の皆さん、本日は長時間いろいろとありがとうございました。

今回、私が議長として1年間、役目を、重責を負わせていただきました。新役員ともども、今現在、コロナ禍の中で非常に行財政が厳しく、そしてまた住民の方々の健康を一番先に重視することが議会の務めもしくは行政の務めであります。そして、これから新役員さんに後押しをしていただきながら、僭越ではございますが、議長として務めさせていただきますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

(拍手・各議席にもどる)

○出口 実議長 それでは、前議長、前各常任委員長、前議会運営委員長は自席でご起立願います。

前役員を代表しまして、道工晴久前議長からご挨拶をお願いしたいと思います。

前議長は演壇のほうへお願いいたします。

○道工晴久議員 突然の1年で辞任ということで、皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしました、新しい芽をどんどん伸ばしていく、こういうことが議会でも必要だと思います。

1年間、各委員の皆様方には大変お世話になりました。また、行政の皆様にもお世話をかけました。ありがとうございます。これからもしっかりと我々、力を合わせて議会運営、また町行政のために頑張ってまいりますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

○出口 実議長 前議員の皆さん、1年間、本当にご苦労さまでした。どうぞ着席してください。

前議長は議席にお戻りください。

お諮りいたします。以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これをもって、令和4年第2回岬町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

(午後 1時53分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年5月10日

岬町議会

議 長 出 口 実

前 議 長 道 工 晴 久

副 議 長 竹 原 伸 晃

議 員 反 保 多 喜 男

議 員 辻 下 正 純